

アリーナ基本計画検討委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 交流人口の拡大や中心市街地の活性化など、徳島県の「新たな賑わいの創出」が期待できるアリーナを実現するため、「基本計画」を策定するにあたり、有識者による意見交換を行うアリーナ基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について、専門的見地から意見交換を行う。

- （1）アリーナの基本計画に関する事項
- （2）前号に掲げるもののほか、必要な事項

（委員）

第3条 検討委員会の委員は、観光スポーツ文化部スポーツ振興課長が任命する者とし、その任期は、その任務が達成されたときまでとする。

（委員長）

第4条 検討委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長の指定する者がその職務を代理する。

（会議）

第5条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

（庶務）

第6条 検討委員会の庶務は、観光スポーツ文化部スポーツ振興課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月13日から施行する。